

令和5年12月1日

厚生労働省
社会・援護局長 朝川 知昭 様

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における要望書について

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 齊藤正行
一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会
会長 中川 亮



時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

障害福祉分野においては、依然として続く物価高によるコスト増加分をサービス価格に転嫁することが認められていないことから、著しく経営が圧迫されていることはご承知のとおりです。

さらに、全国的な賃上げに対抗していくための財源が見出せず、従来からの人材確保難に加えて人材の流出が大きな問題となりつつあります。

令和6年度は診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬同時改定となることから、介護・福祉分野における経営の安定性の確保と人材確保を図るべく、大幅な改定率（5%以上の引き上げ）を実現いただきますようお願い申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に おける要望書

令和5年12月1日



一般社団法人

全国介護事業者連盟

目 次

1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における就労支援の在り方に関する要望事事項 P 1
2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における共同生活援助の在り方に関する要望事項 P 4
3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における障害児支援の在り方に関する要望事項 P 7

令和 5 年 12 月 1 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
課長 伊藤 洋平様

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における就労支援の在り方に関する要望事項

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 斉藤正行
一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会
会長 中川 亮
就労支援在り方委員会
委員長 喜瀬和也

当連盟における就労支援在り方委員会において、様々な論点に基づき議論を進め、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に向け、更には追加的な制度の見直しに対して、下記の通り要望事項を取りまとめいたしました。今後、社会保障審議会障害者部会等において具体的な議論を進められることとなりますが、見直し項目の論点として取り上げて頂きますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方

一般企業への就労支援での支援量評価は重要ですが、6 か月以上の雇用条件を担保するエビデンスが不明瞭であること。6 か月未満の雇用が評価されないため、トライアル的な就労支援のインセンティブが働かないこと。就労支援の専門性ではない利用者獲得手法が横行していること。また、就労継続支援 A 型での余剰金に対する現行ガイドラインの課題等が、当連盟会員より多数の声が上がっています。

以下 2 点が、当連盟が考える就労支援関連サービスに対する見直しにおける基本的な考え方であり

- ① 一般企業への就労支援での支援量評価基準の見直し（移行・A 型・B 型）
- ② 就労継続支援 B 型での適切な事業者評価と、ガイドライン設定の見直し

上記 2 点に基づき、下記のとおり、就労移行支援（【移行】）、就労継続支援 A 型（【A 型】）、就労継続支援 B 型（【B 型】）等に関し、次期改定に向けた要望事項を取りまとめいたしました。

◆人員基準に対する要望事項

【移行】

- ◎ 医療的専門職（理学療法士、言語聴覚士）、専門職（ジョブコーチ）の配置も加算対象にする。

【B型】

- ◎ 人員配置について、加配した場合の加算を設けるなど、手厚い人員配置への配慮があると望ましい。

◆運営基準に対する要望事項

【移行】

- ◎ 3年延長の支給決定のプロセスがあいまいなので、基準を統一してほしい。
- ◎ オンラインの活用。重度の利用者に対して、フルオンラインの仕事も考えられうるため、在宅利用を認めてほしい。ガイドラインの整備も必須。例えば、重度の方に限るなど。

【A型】

- ◎ スコア表において、生産活動収入で利用者の賃金を賄うことができている割合を段階的に評価してほしい。
- ◎ 一般就労の6ヶ月の算定を緩和してほしい。就労能力の高い人が就職することで生産性が低下し、結果的に経営が圧迫される。仮に3ヶ月などの就労でも評価してほしい。

【B型】

- ◎ 一般就労の6ヶ月の算定を緩和してほしい。就労能力の高い人が就職することで生産性が低下し、結果的に経営が圧迫される。仮に3ヶ月などの就労でも評価してほしい。
- ◎ A型に移行できた場合の評価をしてほしい。合わせてガイドラインの整備が必要。

◆基本報酬・加算に対する要望事項

【移行】

- ◎ 基本報酬について、就職定着率が5割以上のところも設定する。
- ◎ 支援計画会議実施加算の要件で、サビ管以外の参加でも認めてほしい。

【A型】

- ◎ 有給休暇促進のためにも、有給加算・算定をしてほしい。
- ◎ 精神障害の利用（短時間就労）が増えているが、評価が下がるので、通所後6か月間経過措置として、算定を除外してほしい。多様性も評価してほしい。障害者雇用も10～20時間と緩和されている。

【B型】

- ◎ 月額工賃評価を、時給で計算という改定をしてほしい。
- ◎ 精神障害者など安定した利用が難しいため、モニタリング評価時期に合わせて、半年程度は工賃算定に入れないようにしてほしい。

◆その他の項目に対する要望事項

【就労定着支援】

- ◎ 定着支援レポートの見直し・簡素化または請求と切り離してほしい。
- ◎ 定着実績体制加算について、定着が7割以下も段階的に設定してほしい。
- ◎ 半年後ではなく、すぐに利用ができるようにしてほしい。
- ◎ 利用料の免除を検討してほしい。
- ◎ 定着支援連携加算の要件を緩和（サビ管以外の参加について）してほしい。

以上

令和5年12月1日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
課長 伊藤 洋平様

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における共同生活援助の在り方に関する要望事項

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 齊藤正行
一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会
会長 中川 亮
共同生活援助在り方委員会
委員長 近藤浩充

当連盟における共同生活援助在り方委員会において、様々な論点に基づき議論を進め、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に向け、更には追加的な制度の見直しに対して、下記の通り要望事項を取りまとめいたしました。今後、社会保障審議会障害者部会等において具体的な議論を進められることとなりますが、見直し項目の論点として取り上げて頂きますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方と在り方について

共同生活援助いわゆる障害者が暮らすグループホームは施設や病院から地域へ移行していくための地域生活の拠点として重要な役割を担っています。地域共生社会の中で多様性に注目が集まる中、精神障害者や発達障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要とされているようにその特性、病状や状態に応じて生活の在り方も多様化してきており、個別性が重視され以前のように集団支援、集団行動といった画一的な支援からの転換が求められているところです。

社会保障審議会障害者部会で示された「障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されていないといった質の低下が懸念される」ところであり、グループホームサービスの質の確保を図るための方策を検討していく必要がある」という提言に当連盟も全面に同意するところであり、この度の要望は質の向上つまり、より利用者の利益に資するものであると考えます。

- ・運営基準に示されているサービスの在り方について異論はなく、この運営基準の実現性を高める必要があると思われます。示されている中で「漫然かつ画一的にならないよう配慮しなければならない」という個別支援の原則を遵守していく事は非常に重要だと認識しています。

- ・より多様な地域生活のニーズに応えていくため 365 日切れ目なく、一人一人に必要な支援が行き届くため、運営基準に示されている「利用者に対し、適切な共同生活援助を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななくてはならない」及び「利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した共同生活援助の提供に配慮」これらの基準はなくてはならないものと考えます。
- ・親亡き後はもちろんのこと、長期入院や長期入所を経てグループホームに入られる方々には生活を営んでいくために多くの支援が必要であり、運営基準に示されている「指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続き等について、利用者又はその家族が行なう事が困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならない」これらの社会生活上の便宜の供与等は必要不可欠な支援であると認識しております。
- ・夜間および深夜の時間帯における共同生活援助の提供に必要な員数を確保することは、どのような障害特性や病気をお持ちの方に対しても個別性を持って関わり、なおかつ 365 日継続して必要な支援を受け生活を維持していくためには非常に重要な体制であると認識しております。

◆人員基準に対する要望事項

・介護包括型および外部サービス利用型において世話人の配置 3 : 1 以上の追加を要望。

→最低事業所定員は 4 名であり、既存の 4 : 1 配置だと毎日支援が必要な方に対して人員不足となる。不足する分は本来必要な支援を削ったり、利用を控えてもらうという利用者にとって不利益が生じてしまうため、安心して暮らせる体制づくり、重度化への対応として要望する。

・夜間支援等体制加算 I は人件費が現行加算額ではおさまらない。加算内で費用が収まること勿論それに伴い、労働基準法を遵守しつつ安定かつ継続的な運営が出来るよう見直しを求める。

→夜間支援等体制加算 I については 2 2 時～5 時の夜勤配置となる。有給休暇と社会保険も含むと最低賃金内で配置することが困難になる。また、本体報酬の人件費率に対して夜間支援等体制加算の比率が本体報酬 50%～60% 夜間支援等体制加算は 70%～80% を超え夜間支援の中には病状や精神状態の確認、服薬や排泄等の日常生活を送るために毎日必要な最低限度の支援も含まれるため、本体報酬と同等の人件費率に設計された報酬額が適正と考える。

・住居外支援加算（仮）を新たに創設。

→社会生活上の便宜の供与等これらの支援は日中かつグループホームの住居外で発生する。必ず行われなければならない支援内容だが人員配置や報酬の評価外になっている。そのため、このサービスを利用者が享受できない可能性もあり、制度として定め安定かつ継続的なものにする必要があると考える。また住居内での支援を想定した日中支援加算とは性質が異なるものなので住居外支援の創設として要望する。

◆基本報酬・加算に対する要望事項

◎介護包括型および外部サービス利用型において世話人の配置3：1以上の追加

4：1と同様の報酬単価でなく、多様なニーズと重度障害や強度行動障害にも対応した手厚い人員体制の評価として4：1より高い単価での評価を要望する。

◎4：1にて基準上運営不可能な365日運営している共同生活援助への評価

その際、土日及び祝日においても共同生活援助の利用を希望される方、利用せざるを得ない方への人員体制への評価として、土日及び祝日を利用された方への基本の本体報酬を25%増額、夜間支援加算についても同様に25%の増額を望む。

◎夜間支援等体制加算Ⅰの加算額の見直し

夜間支援等体制加算はどの住居や対象人数においても896～1344単位となっている。全国の最低平均賃金が時給1000円となった。夜間支援等体制加算Ⅰは22時～5時の夜勤配置のため実働6時間×割増1250円で7500円（法人負担の社会保険料、有給休暇分が入ると9000円以上）、896単位（8960円）においても50%～60%になるよう加算の増額を要望する。

◎住居外支援加算（仮）を新たに創設

既存の日中支援加算の額を参考にし、支援1回につき539単位/回で要望する。

◇中長期的に検討頂きたい要望事項

一人暮らしに移行した方の支援の評価について、総合支援法にグループホームも一人暮らしの支援をするように記載される事が決まった。当連盟としても大変賛同するところだが、今後、希望する方や対象者にグループホームから一人暮らしなど更なる地域移行の支援を広げていくために現状の自立生活支援加算や他サービスである自立生活援助の運用面や評価面での見直しと検討、介護保険サービスや、就労系サービスと同様に生活や地域移行のアウトカムについての評価も検討頂きたい。

以上

令和5年12月1日

こども家庭庁 支援局障害児支援課
課長 栗原 正明様
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
課長 伊藤 洋平様

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における障害児支援の在り方に関する要望事項

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 齊藤正行
一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会
会長 中川 亮
障害児通所支援在り方委員会
委員長 杉野 貴彦

当連盟における障害児通所支援在り方委員会において、様々な論点に基づき議論を進め、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に向け、下記のとおり要望事項をとりまとめたしました。

要望の趣旨をご理解いただき、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方

障害児通所支援は現在の子ども達の在り方への支援に留まらず、将来に渡って「生きる力」を育む投資という側面も存在します。

具体的には今現在のサービスのあり方を見れば、人口減少・超高齢化という国難とも言える状況は、サービス量や施設数の増大によって社会保障費が増大し、喫緊において持続可能な施策を講じる必要性があります。一方、将来自立した生活を送り、納税者ともなることができる障害者が多く生まれることは、社会保障費が選択と集中によって真に支援が必要な障害者（児）へ支援の手が届く将来におけるの持続可能性に繋がります。それが当連盟の考える持続可能な社会です。

その観点から障害児通所支援について以下直しを行って頂きたいと考えています。

以下3点が当連盟が考える今報酬改定における基本的な考え方であり、

- 1 コスト面も考慮した効果的な支援のあり方
- 2 保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を用いたインクルージョンの推進
- 3 ICT等を活用した文書量の削減、過度なローカルルールの見直し

具体的には、下記のとおり要望いたします。

【児童発達支援および放課後等デイサービス共通】

◆基本報酬・加算に対する要望事項

- ◎ 短時間支援に関し、収支差率の平均を超えて報酬を引き下げると事業維持が不可能になる。支援時間によって報酬を区分するのであれば、介護と同様に、「時間あたり利用定員」に変更して定員緩和することにより、2部制を可能とする（たとえば、「午前部午後部」、「午後1部午後2部」など）。質を確保しながら児童数の定員を緩和することで、事業継続に必要な報酬の維持を可能とする。
- ◎ 時間単位の基本報酬体系を導入するのであれば、障害児通所支援の特性を踏まえ1時間単位ではなく、1～3時間など時間帯に幅を持たせて設定することが望ましい。
- ◎ 児童指導員等加配加算について、人材確保の困難性から、経験年数に応じた評価をすべきでない。仮に経験年数によって評価する場合でも、一定の経過措置（1年間等）を設けたうえで『2年以上』『2年未満』という区別にするなど、3年を超えた経験年数を求めるべきでない。
また、専門的支援加算だけでなく、児童指導員等加配加算についても保育士資格を評価すべきである。
- ◎ 事業所内相談支援加算について、現行では月1回しか認められていないところ、家庭支援を強化するため、月4回の加算を可能とする。
- ◎ 事業所内相談支援加算についてオンラインでの支援を認める。
- ◎ 児童発達支援、放課後等デイにも保育所等訪問支援同様に初回加算を設ける。
- ◎ 児童発達支援管理責任者欠如減算に関し、現行、十分な養成研修の機会が国、自治体として整備できていない。そのため、罰則のための欠如減算ではなく、配置を維持し処遇を改善するために配置体制加算とすべき。
- ◎ 事業所内相談支援加算、関係機関連携加算、保育・教育等移行支援加算、家庭連携加算、相談支援・連携支援加算に関し、「いずれのかの連携を行った場合に算定できる」とし、加算をまとめる。
- ◎ 加算項目については、3つのサービス種別が共通して算定できるように加算項目を整理する。

◎ 栄養士配置加算について、児童発達支援センターだけでなく、児童発達支援事業所も同様にする必要はある。また、介護保険サービスの栄養改善加算同様に、栄養ケアステーションなどと連携することで配置を満たすとする。

◎ 重症心身障害児の送迎加算の増額を図る。

【放課後等デイサービス】

◆人員基準に対する要望事項

◎ 児童指導員の要件を緩和し、再度その他指導員も含める。その際は、基準人員のうち1/2までといった制限を設け、その他指導員（その他指導員でなく、指導員という名称も検討）という新たな類型で対応し、既存の人員基準の配置との差別化を図る。

【保育所等訪問支援】

◆運営基準に対する要望事項

◎ 訪問対象に関し、児童が「集団生活を営む施設」として、少年院やフリースクール、インターナショナルスクール、民間学童、学習塾・カルチャースクール等についても、訪問支援の必要性があることから、これらも訪問対象として法令上明確に位置付ける。

また、不登校の児童や里子の場合も訪問支援のニーズが存在していることから、これらについても訪問支援の対象に位置付ける。

◎ 児童養護施設に入所している児童は、18歳になった以降も措置延長により18歳になった年度の年度末で退所するケースが多い。

しかしながら、保育所等訪問支援の利用は18歳未満までとされ、利用延長が認められない。保育所等訪問支援について、18歳になった以降も、児童の事情に応じて利用延長できるよう措置を講じる。

◆基本報酬・加算に対する要望事項

◎ 訪問支援員特別加算に関し、インクルージョンの推進に向けて保育所等訪問支援を広げる観点から、要件厳格化はせず、引き続き、配置によって加算を認める。

◎ 通所支援で認められている「事業所内相談支援加算 I/II」「個別サポート支援加算 I/II」を保育所等訪問支援についても認め、実態に応じた加算を設定する。

【居宅訪問型児童発達支援】

◆運営基準に対する要望事項

- ◎ 不登校などさまざまな事情で外出困難な児童も、訪問支援の対象として追加する。

以上